

平成26年度 第1回

大阪府都市計画審議会 会議録

【 抜 粋 】

日 時：平成26年8月1日（金）

午後2時～午後3時27分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

議 題

【審議案件】

議第 3 8 2 号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第 3 8 3 号「東部大阪都市計画公園の変更」について

議第 3 8 4 号「南部大阪都市計画公園の変更」について

議第 3 8 5 号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 3 8 6 号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 3 8 7 号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（建築基準法第 5 1 条
ただし書き）」について

議第 3 8 8 号「大阪府における都市計画のあり方（諮問）」について

平成26年度 第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	小林 潔 司	京都大学教授	出	会長
2		矢守 克 也	京都大学教授	欠	会長代理
3		児島 亜 紀子	大阪府立大学教授	出	
4		近 藤 明	大阪大学教授	出	
5		嘉 名 光 市	大阪府立大学准教授	出	
6		乾 惠 美子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
7		滋野 由 紀子	大阪市立大学教授	出	
8		赤津 加 奈美	弁護士	出	
9		井 川 勝 巳	大阪府農業会議会長	欠	
10		加 我 宏 之	大阪府立大学准教授	出	
11		塚 口 博 司	立命館大学教授	出	
12	関係行政機関 の 職 員	曾 根 則 人	近畿農政局長	出	代理:農村計画部長 茂木 重信
13		小 林 利 典	近畿経済産業局長	欠	
14		森 昌 文	近畿地方整備局長	出	代理:企画部事業調整官 橋本 豊治
15		大 久 保 仁	近畿運輸局長	出	代理:企画観光部次長 岩本 修
16		三 浦 正 充	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	永 藤 英 機	府議会議員 (維み)	出	
18		伏 見 隆	府議会議員 (維み)	出	
19		松 本 利 明	府議会議員 (維み)	出	
20		やまのは 創	府議会議員 (維み)	欠	
21		藤 村 昌 隆	府議会議員 (公明)	出	
22		内 海 久 子	府議会議員 (公明)	出	
23		杉 本 太 平	府議会議員 (自民)	出	
24		半 田 實	府議会議員 (民主)	出	
25	市町村の長を 代表する者	森 山 一 正	大阪府市長会会長	出	
26		松 本 昌 親	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	内 海 辰 郷	大阪府市議会議長会会長	出	
28		藤 田 茂	大阪府町村議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市の議長	橋 下 徹	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均
30		床 田 正 勝	大阪市の議長	出	代理:副議長 杉田 忠裕

※ 委員30名中25名出席

平成26年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	東大阪市長	野田 義和	議第382号 議第383号	出
2	東大阪市議会議長	天野 高夫	議第382号 議第383号	出
3	田尻町長	原 明美	議第386号	出
4	泉南市総合政策部長	西田 満	議第386号	出

平成26年度 第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	竹内 廣行	出	
2	都市整備部技監	吉村 庄平	欠	
3	都市整備部次長	神谷 雅之	欠	
4	都市整備総務課長	石田 幸祐	欠	
5	事業管理室長	芝池 利尚	※	臨時幹事:事業企画課長 森岡 武一
6	総合計画課長	友田 研也	出	臨時幹事:総合計画課参事 高階 宏 臨時幹事:総合計画課参事 橋田 雅弘
7	市街地整備課長	池田 一郎	※	臨時幹事:市街地整備課課長補佐 仲 和幸
8	交通道路室長	浦田 隆司	※	臨時幹事:道路整備課長 安川 浩一
9	河川室長	山田 順一	※	臨時幹事:河川整備課主査 久保田 篤
10	下水道室長	中須賀 剛三郎	※	臨時幹事:事業課主査 村中 則政
11	公園課長	増山 和弘	※	臨時幹事:公園課課長補佐 吉田 宏司
12	港湾局長	井上 博睦	※	臨時幹事:計画調整課課長補佐 戸田 雅文
13	住宅まちづくり部長	堤 勇二	欠	
14	住宅まちづくり部技監	山下 久佳	欠	
15	住宅まちづくり部理事	井出 仁雄	出	
16	住宅まちづくり部次長	西田 昌弘	欠	
17	居住企画課長	三崎 信顕	欠	
18	建築指導室長	澤田 範夫	出	臨時幹事:審査指導課長 山添 光訓
19	住宅経営室長	前田 栄治	欠	
20	危機管理室長	福井 淳太	欠	
21	企画室長	榮野 正夫	※	臨時幹事:企画室計画課課長補佐 木村 克郎
22	市町村課長	堀井 善久	※	臨時幹事:市町村課副主査 角田 拓野
23	福祉総務課長	飯田 哲司	欠	
24	健康医療総務課長	宮口 智明	欠	
25	環境衛生課長	桐山 晴光	欠	
26	商工労働総務課長	露口 正夫	欠	
27	みどり・都市環境室長	勝 又 章	※	臨時幹事:みどり推進課参事 山本 達也
28	循環型社会推進室長	磯田 浩	※	臨時幹事:産業廃棄物指導課長 中西 康雄
29	環境管理室長	谷口 靖彦	欠	
30	農政室長	北宅 久友	※	臨時幹事:農政室整備課主査 片岡 一浩
31	教育総務企画課長	見浪 陽一	欠	
32	施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 赤坂 弘二
33	文化財保護課長	荒井 大作	※	臨時幹事:文化財保護課総括主査 岡本 敏行
34	府警本部交通規制課長	小坂 義之	※	臨時幹事:交通規制課管理官 久保田 耕一

平成26年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	東大阪市建設局都市整備部長	中西 章三	議第382号 議第383号	出
2	東大阪市建設局土木部長	小西 啓之		出
3	貝塚市都市政策部長	文野 清人	議第384号	出
4	貝塚市都市政策部都市計画課長	亀岡 弘明		出
5	寝屋川市まち政策部長	茂福 隆幸	議第385号	出
6	寝屋川市まち政策部都市計画室長	大坪 史郎		出
7	泉南市都市整備部都市計画課長	稲垣 豊司	議第386号	出
8	田尻町事業部長	田伏 泰久		出
9	田尻町事業部都市政策課長	角 眞治		出
10	高石市土木部次長兼都市計画課長	藤原 正良	議第387号	出
11	高石市総務部生活環境課長	沼守 政光		出

目 次

2	議第382号	「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	4
3	議第383号	「東部大阪都市計画公園の変更」について.....	14
4	議第384号	「南部大阪都市計画公園の変更」について.....	17

2 議第382号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【会長】（小林潔司君） はい。本審議会の会長を務めております小林でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、本日お忙しいところ出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただ今から、平成26年度第1回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。今回ご審議いただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、「東部大阪都市計画道路の変更」を含みます7議案でございます。

最初にご審議いただきますのは、議第382号です。その内容について幹事に説明をさせます。

【幹事】（友田研也君） 総合計画課長の友田です。よろしくお願いいたします。それでは、議案について説明させていただきます。

議第382号東部大阪都市計画道路の変更は、都市計画道路の見直しに伴う変更案件でございます。スクリーンをご覧ください。

まず、都市計画道路の見直しの取組み状況につきましては、パブリックコメントにて府民意見を聴取し、平成22年度の都市計画審議会でご意見をいただいた上で、平成23年3月に「都市計画道路見直しの基本方針」を策定し、これに基づき、路線ごとに評価を行ってまいりました。

評価に対して、地元市町と協議が整ったものについて都市計画変更の手続きを行い、これまで23市4町にて、87路線約141キロメートルの都市計画道路を廃止しております。

本議案の説明に先立ち、見直しの基本方針について、簡単にご説明いたします。見直しの背景として、本格的な人口減少社会の到来による将来の交通需要

の減少、および公共投資の制約による都市基盤施設の、より一層効率的な整備、維持に関するマネジメントの必要性が高まっております。また、戦後復興期や高度経済成長期に数多く都市計画決定されたことから、成熟型社会の到来を迎えた今日とは時代背景が大きく異なり、既にその意義を失っているものが多くあります。また、これらの都市計画道路には、幅員等において現在の道路規格に適合しないものもあります。このため、時代に適合し今後も必要な都市計画道路とそうでないものを仕分けし、整備の必要性を判断することにより、説明責任を明確化するとともに、「権利者に対する制限に関しては、内容と同時に期間も考慮されなければならない」という最高裁判所判決での意見を踏まえ、長期間にわたる不要な権利制限を解除していくものであります。

具体的な見直しの流れとしては、基本方針に基づくフローにより各路線の評価を行うこととしております。その中で、既に事業に着手している路線は「存続」させるものとし、未着手のものについては必要性の評価を行います。交通処理機能の必要性が高いものは事業の実現性の評価へ移行し、必要性が低いものは市街化区域内に位置するか否かで評価を分けることとしております。今後は、都市構造を拡散型から集約連携型へと転換していく必要があることから、大半の区間が市街化調整区域内に位置する路線については、廃止候補としておりますが、概ね市街化区域内に位置する路線については、交通安全や防災、市街地形成、環境形成の4つの機能について評価を行ったうえで、必要性が低いものは廃止候補とし、必要性が高いものは事業の実現性を評価します。概ね30年以内に事業着手できるものは、事業の実現性が高いと評価し存続候補としますが、実現性が低いものは、交通安全機能や防災機能について再検討し、不特定多数の人が多く集まる駅前や広域防災拠点へアクセスする路線などを存続候補としております。以上が「都市計画道路見直しの基本方針」の概要であります。

なお、今回お示いたします都市計画道路見直しの案件は、隣接市と接続する都市計画道路も含まれており、すべての隣接市との協議も整っているものでございます。

なお、歩道未整備区間の今後の対応については、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づき廃止した路線についても都市計画の有無に関わらず、府道にお

ける歩道整備については、交通量の多い路線や通学路に指定された道路、バリアフリー法に基づく特定道路などを対象に優先整備区間を定め、進めているところであり、今後も地元の協力を得ながら必要な交通安全対策を図ってまいります。

それでは、議第382号「東部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。議案書1ページから11ページ、資料1ページから12ページをご覧ください。本案件は、東大阪市域における都市計画道路の変更に関するものでございます。

まず、東大阪市域全体の広域的な交通処理機能について評価すると東西方向の断面交通量については、平成42年度の将来交通量を予測した結果、合計が1日当たり約12万台となり、府道石切大阪線、国道308号、点線で示しております整備予定の都市計画道路大阪枚岡線、都市計画道路大阪瓢箪山線及び府道大阪東大阪線の5路線で合計14車線を備えることとなり、交通容量としては約13万台を確保し、将来交通量を充分処理できる状況でございます。また、南北方向の断面交通量については、同じく平成42年度の将来交通量を予測した結果、合計が1日当たり約20万台となり、府道旧大阪中央環状線、府道大阪中央環状線、府道八尾枚方線、整備予定の都市計画道路加納玉串線及び国道170号の5路線で合計22車線を備えることとなり、交通容量としては、約24万台を確保し将来交通量を充分処理できる状況でございます。

さらに、将来交通量の減少傾向を踏まえますと、東大阪市域の広域的な交通処理機能はこの10路線での対応で充足し、その他の広域的な都市計画道路の必要性は低いものと評価しております。以上のような広域的な交通状況を踏まえ、各路線についての内容を説明させていただきます。まず南北方向の路線から説明させていただきます。

都市計画道路渋川放出線は、都市計画道路渋川友井線から放出駅付近の大阪府界までの延長約5,020メートル、幅員25メートル、4車線で計画され、府道布施停車場線と重複している区間、布施駅の北側の一部区間及び国道308号と交差する付近は既に整備されております。また布施駅から都市計画道路大阪枚岡線までの一部区間は事業中であり、それ以外の区間は、未整備となっております。本路線のうち、国道308号から大阪府界までの区間は、大半の

区間が現道のない、市街化区域に位置しておりますが、既に住宅地等が形成されているため、市街地形成機能等の必要性は低いことから廃止としております。

なお、都市計画道路渋川友井線から都市計画道路大阪八尾線までの区間及び都市計画道路大阪瓢箪山線から国道308号までの区間については、協議の結果、将来まちづくり計画との整合を図る上で必要な区間であるため、市の都市計画として存続してまいります。

次に、都市計画道路荒川森河内線は、都市計画道路荒川六万寺線から都市計画道路森河内横枕線までの延長約2,750メートル、幅員16メートル、2車線で計画され、一部府道大阪東大阪線と重複し、都市計画道路森河内横枕線との交差点部付近を除いて整備済みとなっております。未整備区間については、都市計画上の2車線が既に確保され、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、両側に歩道が概ね確保されており、今後歩道の充実を目的とした計画幅員での拡幅の必要性も低いものと評価しており、都市計画上の整合も配慮し、国道308号から、都市計画道路森河内横枕線までの区間を廃止としております。

次に、都市計画道路友井稲田線は、八尾市界から都市計画道路大阪生駒線までの延長約5,900メートル、幅員25メートル、4車線で計画され、一部府道八尾茨木線と重複し大半の区間が未整備となっております。本路線のうち、八尾市界から国道308号までの区間及び都市計画道路森河内横枕線から都市計画道路大阪生駒線までの区間については、大半の区間が現道のない、市街化区域に位置しておりますが、既に住宅地等が形成されているため、市街地形成機能等の必要性は低いものと評価し廃止としております。残る区間については、既に完成しておりますが、協議の結果、市域のネットワークとして必要なため、市の都市計画として存続してまいります。

次に、都市計画道路友井長田線は、都市計画道路渋川友井線から都市計画道路森河内横枕線までの延長約4,390メートル、幅員16メートル、2車線で計画され、府道旧大阪中央環状線と重複し、国道308号から南側の大半の区間は未整備となっております。本路線は、東大阪市域の南北方向の広域交通処理を担う路線であり、都市計画道路近江堂線から都市計画道路大阪枚岡線までの区間については、八戸ノ里駅へのアクセス機能を有し、まちづくりや安全

対策の観点から、必要性が高いものと評価しており、また、事業の実現性も高いことから存続とするものです。また、都市計画道路渋川友井線から都市計画道路近江堂線までの区間及び都市計画道路大阪枚岡線から国道308号の区間については、都市計画上の2車線が既に確保され、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、今後、都市計画事業により、拡幅することもなく事業の実現性が低いことから交通安全機能等を再検討し、その結果、廃止としております。

次に、都市計画道路東大阪中央線は、大東市界から八尾市界までの延長約5,370メートル、幅員30メートル、4車線で計画され、大東市界から新庄東付近の市道盾津西66号線までの区間及び国道308号から八尾市界までの区間が未整備となっております。本路線のうち、大東市界から都市計画道路大阪生駒線までの区間及び国道308号から府道八尾枚方線までの区間については、大半の区間が現道のない市街化区域に位置しておりますが、既に住宅地等が形成されているため、市街地形成機能等の必要性は低いものと評価し廃止としております。なお、府道八尾枚方線から八尾市界までの区間については、今後、八尾市側の地域の道路ネットワークを検討する必要があることから、存続としております。また、都市計画道路大阪生駒線から国道308号までの区間については、概ね整備が完了しており、協議の結果、市の都市計画として存続してまいります。

次に、都市計画道路八尾枚方線は、大東市界から都市計画道路足代四条線までの延長約4,780m、幅員16m、2車線で計画され、府道八尾枚方線と重複し、国道308号との交差部付近を除き、未整備となっております。本路線は、東大阪市域の南北方向の広域交通処理を担う路線であり、都市計画上の2車線が既に確保され、交通処理機能としての更なる整備の必要性は低いものと評価しております。また、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、両側に歩道が概ね確保されており、沿道は既に住宅等が立地していることから、計画幅員での拡幅の実現性は低いものと評価し、廃止としております。なお、近鉄奈良線と立体交差する約350m区間については、現在、事業中であることから、都市計画を存続するものであります。

次に、都市計画道路加納玉串線は、大東市界から八尾市界までの延長約

5, 780 m、幅員32 m、6車線で計画され、都市計画道路大阪枚岡線から南側の区間は、未整備となっております。本路線は、東大阪市域の南北方向の広域交通処理に対応する路線であり、交通処理機能の必要性が高く、事業の実現性も高いことから、都市計画を存続するものであります。なお、大東市界から都市計画道路大阪生駒線までの区間については、既に整備が完了しておりますが、接続する大東市側の都市計画道路の廃止に伴い、都市計画上の整合を図るため、廃止としております。

次に、東西方向の路線について説明させていただきます。都市計画道路徳庵鴻池線は、大阪市界から都市計画道路東大阪中央線までの延長約2,530メートル、幅員16メートル、2車線で計画され、府道石切大阪線と重複し、全線未整備となっております。本路線は、重複する府道石切大阪線が東大阪市域の東西方向の広域交通処理を担う路線であり、都市計画上の2車線が既に確保され、交通処理機能としての更なる整備の必要性は、低いものと評価しております。また、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、両側に歩道が概ね確保されており、沿道は、既に住宅等が立地していることから、計画幅員での拡幅の実現性は低いものと評価し、全線廃止としております。

次に、都市計画道路稲田石切線は、都市計画道路小阪稲田線から都市計画道路山麓線までの延長約6,810メートル、幅員20メートル、4車線で計画され、府道大阪中央環状線から都市計画道路新庄荒本北線までの区間及び府道石切大阪線と重複する一部区間は、既に整備されておりますが、それ以外の区間は未整備となっております。本路線は、一部重複する府道石切大阪線が東大阪市域の東西方向の広域交通処理を担う路線であることから、その重複区間である都市計画道路加納玉串線から国道170号までの区間は事業の実現性が高く、都市計画を存続するものとしております。しかし、国道170号から旧国道170号までの区間については、都市計画上の2車線が既に確保され、交通処理機能としての更なる整備の必要性は、低いものと評価しております。また、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、今後、都市計画事業により拡幅することなく、事業の実現性が低いことから交通安全機能等を再検討し、その結果、廃止としております。

また、都市計画道路小阪稲田線から府道大阪中央環状線までの区間、都市計

画道路新庄荒本北線から都市計画道路加納玉串線までの区間及び旧国道170号から都市計画道路山麓線までの区間については、大部分が府道石切大阪線とも重複せず、大半が現道もなく、既に住宅地等が形成されている市街化区域に位置しているため、市街地形成機能等の必要性は低いものと評価し、廃止としております。なお、府道大阪中央環状線から都市計画道路新庄荒本北線までの区間については、既に完成しておりますが、協議の結果、市の都市計画として存続してまいります。

次に、都市計画道路大阪枚岡線は、大阪市界から都市計画道路山麓線までの延長約8,660メートル、幅員27メートル、4車線で計画され、一部、府道大阪東大阪線、府道大阪枚岡奈良線、府道八尾茨木線及び国道308号と重複し、全線未整備となっております。本路線は、東大阪市域の東西方向の広域交通処理を担う路線であり、府道大阪中央環状線から国道170号までの区間は事業中または事業の実現性が高いことから、都市計画を存続するものとしております。また、大阪市界から府道大阪中央環状線までの区間については、現在2車線の府道が整備されており、交通処理機能としてのさらなる整備の必要性は低いものと評価しております。また、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、両側に歩道が概ね確保されており、今後、歩道の充実を目的とした計画幅員での拡幅の必要性も低いものと評価し廃止としております。また、国道170号から都市計画道路山麓線までの区間については、府道大阪枚岡奈良線及び国道308号がそれぞれ重複、並行しており、交通処理機能としての更なる整備の必要性は低く、当該区間は既に住宅等が立地していることから、事業の実現性は低いものと評価し廃止としております。

次に、都市計画道路大阪八尾線は、大阪市界から府道大阪中央環状線までの延長約3,290メートル、幅員16メートル、2車線で計画され、府道大阪八尾線と重複し、都市計画道路太平寺上小阪線から南側の区間は未整備となっております。本路線のうち大阪市界からJR長瀬駅前までの区間は、JR長瀬駅へのアクセス機能を有し、まちづくりや安全対策の観点から、必要性が高いものと評価し存続としております。また、JR長瀬駅前から府道大阪中央環状線までの区間は、都市計画上の2車線が既に確保され、交通処理機能としてのさらなる整備の必要性は、低いものと評価しております。また、計画幅員に対

して歩道幅員が不足いたしますが、両側に歩道が概ね確保されており、沿道は既に住宅等が立地していることから、計画幅員での拡幅の必要性も低いものと評価しており、廃止としております。

次に、都市計画道路大阪瓢箪山線の八戸ノ里駅北口駅前交通広場については、近鉄奈良線八戸ノ里駅北口に計画面積1,600平方メートルで、昭和21年に計画決定され、都市計画道路大阪瓢箪山線の一部を構成する広場となっております。乗降客の多い鉄道駅にある広場であり、歩行者や自転車の安全性や利便性向上の機能、鉄道・バス等の交通機関相互の乗継円滑化の機能がございしますが、現状において再精査したところ、いずれの機能も既に整備された約2,500平方メートルの広さを有する、八戸ノ里駅南口駅前交通広場にて代替機能が確保できるため、廃止するものであります。

続きまして、瓢箪山駅前交通広場については、都市計画道路瓢箪山駅前線の一部に含まれておりましたが、東大阪市における見直しにより、瓢箪山駅前線、足代四条線、瓢箪山駅前東西線が廃止されるため、市と協議の結果、都市計画道路大阪瓢箪山線からのアクセスで代替機能を確保できることから、本路線の一部として追加するものであります。これにより、各路線の変更内容についてまず、南北方向の路線は、渋川放出線は延長約1,120メートルを廃止し、それぞれ名称を高井田長堂線、布施駅前線及び寿渋川線に変更し、荒川森河内線は、延長約470メートルを廃止し、名称を高井田荒川線に変更し、友井稲田線は、延長約5,560メートルを廃止し、名称を長田西線に変更し、友井長田線は、延長約1,320メートルを廃止し、それぞれ名称を長田中線及び御厨南上小阪線に変更し、東大阪中央線は、延長約3,400メートルを廃止し、名称を東大阪中央線及び若江東線に変更し、八尾枚方線は、延長約4,430メートルを廃止し、加納玉串線は、延長約550メートルを廃止するものであります。なお、南北の交通については、最初に説明したとおり点滅している5路線で対応することとしております。

次に、東西方向の路線については、徳庵鴻池線は全線約2,530メートルを廃止し、稲田石切線は延長約5,280メートルを廃止し、名称を新庄西線及び川田石切線に変更し、大阪枚岡線は延長約5,370メートルを廃止し、大阪八尾線は、延長約2,260メートルを廃止するものであります。なお、

東西の交通については、最初に説明したとおり、点滅している5路線で対応することとしております。

また、大阪生駒線、鴻池駅前線及び山麓線については、区間の一部を市の都市計画道路として分割し、名称のみを変更するものであります。大阪生駒線は、それぞれ名称を三島東鴻池線、大阪生駒線及び徳庵稲田線に変更し、鴻池駅前線は、それぞれ名称を鴻池駅前線及び鴻池本庄線に変更し、山麓線は、それぞれ名称を北山麓線、枚岡駅前線及び南山麓線に変更するものであります。

さらに、大阪外環状線及び荒川六万寺線については、都市計画の内容は変わりませんが、見直しにより生じる路線番号の欠番を整理するため一連番号を変更し、また、大阪外環状線及び大阪瓢箪山線については、路線の再精査により路線延長の表示を変更しております。

この案件について、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また、本年3月18日に公聴会を開催し、1名の公述がありました。さらに4月14日から28日までの2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

公聴会における公述の要旨につきましては、お配りしております、資料3に記載しております。公述の要旨は次の通りであります。

平成18年の後半に、都市計画道路稲田石切線の沿道に本社ビルを建てる予定で土地を購入する際、都市計画道路が通っているということで、東大阪市に確認に行った。そこで、東大阪市の担当者から当該箇所両サイドの区間が整備されているので、ここは道路ができると言われた。建設予定の倉庫は、5階建ての重量鉄骨なので、都市計画道路にかかるはずということで、市の方が控えて建てて下さい、ということで控えた。

しかし、控えることで倉庫の間口が狭いことから、コンテナの通る場所を確保しないといけないので、倉庫の一部、通常収益が得られる箇所である、1階の30坪ほどを削った。その上で、平成19年1月19日に建築確認を行ったが、その時に再度確認すると、3階建て以上や鉄筋、重量鉄骨の建物は建てないでください、というふうに市の方に言われたので、その通りにやった。

ところが、先日、平成26年2月に説明会があり、この都市計画道路は無くなる、と聞いた。私どもには収益に関わることなので、ちょっと納得いかない

ので公述申出書を提出した。通常であれば、1階のフロア部分だと、30坪で月30万円くらいの収入が得られる予定だが、それを削った、というご意見でございます。

これに対する大阪府の見解は、都市計画道路稲田石切線については、急激な人口の増加、交通量の増大に対処するため、必要な都市計画道路として計画を存続してきましたが、近年の社会経済情勢の変化に基づき、今回、その見直しを行ったものであります。具体的には、「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき評価を行いました。

その結果、先ほども説明しました通り、東大阪市域の東西方向の広域的な交通処理としては、府道石切大阪線や国道308号など5路線で対応可能であり、府道石切大阪線は、すでに2車線が確保されているため、本都市計画道路稲田石切線による交通処理機能の必要性は、低いものと考えております。

さらに、本路線の都市計画道路小阪稲田線から府道大阪中央環状線までの区間及び都市計画道路新庄荒本北線から都市計画道路加納玉串線までの区間は、大半が現道と重複しておらず、既に住宅や工場等が立地していることから、都市計画道路による新たな市街地形成機能の必要性は低いものと考えております。

このため、これらの区間については、府民に対して将来の過度な財政上の負担を生じさせない、民間の土地利用に対して長期の権利制限を課さない、といった視点から都市計画を廃止しようとするものであります。なお、「都市計画（道路）見直しの基本方針」においても示しておりますが、盛岡市における訴訟の最高裁判決にありますように、都市計画による所有権の制限については、土地所有者が公共の福祉のために一般的に受忍して頂く限度内の制限である旨の判決がでておりますことから、ご理解を頂きたいと考えております。説明は以上でございます。

【会長】（小林潔司君） はい。ありがとうございます。ただ今、幹事から説明を受けました議案について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。ございませんか。それでは特段ご意見、ご質問がございませんようですので、表決に入りたいと思います。議第382号を原案とおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） ご異議がないようですので、原案どおり可決します。次にご審議いただきますのは、議第383号です。その内容について幹事に説明をさせます。